平成３０年１２月中川村議会定例会議事日程（第３号）

平成３０年１２月１４日（金）　午後２時００分　開議

日程第 １ 請願第 ６号 上伊那の高校再編を早急に進めないように求める請願

日程第 ２ 請願第 ７号 日米地位協定の抜本的見直しをもとめる請願

日程第 ３ 請願第 ８号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

日程第 ４ 陳情第 ７号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情

日程第 ５ 陳情第10号 消費税率10％への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書

日程第 ６ 陳情第11号 灯油高騰および生活困窮に対する「福祉灯油」実施を求める陳情書

日程第 ７ 発議第 １号 日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の提出について

日程第 ８ 発議第 ２号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について

日程第 ９ 発議第 ３号 灯油高騰および生活困窮に対する「福祉灯油」実施を求める意見書の提出について

日程第10 委員会の閉会中の継続調査について

平成３０年１２月中川村議会定例会議事日程（第３号追加１）

平成３０年１２月１４日（金）　午後２時００分　開議

追加日程第１　発議第４号　上伊那の高校再編を早急に進めないように求める意見書の提出について

出席議員（１０名）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １番 |  | 片　桐　邦　俊 |
| ２番 |  | 飯　島　　　寬 |
| ３番 |  | 松　澤　文　昭 |
| ４番 |  | 大　原　孝　芳 |
| ５番 |  | 松　村　利　宏 |
| ６番 |  | 中　塚　礼次郎 |
| ７番 |  | 桂　川　雅　信 |
| ８番 |  | 柳　生　　　仁 |
| ９番 |  | 鈴　木　絹　子 |
| 10番 |  | 山　崎　啓　造 |

説明のために参加した者

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 村長 |  | 宮　下　健　彦 |  | 副村長 |  | 富　永　和　夫 |
| 教育長 |  | 下　平　達　朗 |  | 総務課長 |  | 中　平　仁　司 |
| 会計管理者 |  | 半　﨑　節　子 |  | 住民税務課長 |  | 村　澤　ゆかり |
| 保健福祉課長 |  | 菅　沼　元　臣 |  | 振興課長 |  | 松　村　恵　介 |
| 建設水道課長 |  | 小　林　好　彦 |  | 教育次長 |  | 松　澤　広　志 |
|  |  |  |  |  |  |  |

職務のために参加した者

議会事務局長　井　原　伸　子

書　　　　記　座光寺　てるこ

平成３０年１２月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成３０年１２月１４日　午後２時００分　開議

○事務局長　　ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）ご着席ください。（一同着席）

○議　　長　　ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第１　請願第６号　上伊那の高校再編を早急に進めないように求める請願

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長　　請願第６号　上伊那の高校再編を早急に進めないように求める請願。

去る12月10日、議会本会議において厚生文教委員会に付託されました上伊那の高校再編を早急に進めないように求める請願、12月12日、役場第２委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。

審査の結果、反対多数で不採択すべきものと決しました。

請願の趣旨は次のとおりです。

県教育委員会は、９月19日に決定した「高校改革」の「実施方針」で、2019年までに旧12学区単位で「地域の協議会」を設置して、具体的な高校配置について協議し県に提案することとしました。

上伊那以外のどの地域も未だ協議会が発足していませんが、上伊那では６月に設置された上伊那地域の高校の将来像を考える協議会（以下、協議会・事務局は県教育委員会と上伊那広域連合）で議論がすすめられており、当初の予定では来年の２月に再編案の成案を公表するとしています。

県教委の上伊那の中学校卒業者数の予測では今後７年間は100人ほどの減少しかなく、とりたてて上伊那が高校再編を急ぐ必要はありません。

県教委の「実施方針」では上伊那について、「伊那市と駒ヶ根市に募集定員240人の都市部存立高校が３校配置されているが、（中略）十分な規模が確保できなくなることが考えられる」として、「伊那市と駒ヶ根市に適正数を考慮しながら規模の大きさを活かした都市部存立高校を配置していくことが考えられる」、また、「農業、工業、商業の各専門学科が分散しており、（中略）学科の一層の小規模化が危惧される状況にある」として、「総合技術高校の設置等により専門教育の維持充実を検討していくことが考えられる」としています。

などであります。

審査の結果、反対多数で不採択となりました。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

賛成意見として「２月に再編案を上げていくという。それぞれの学校に対して親たちが理解をしていない。中川村でも各家庭が理解していない。県下で協議会は上伊那だけ。じっくり意見を聞いて進めてほしい。」もう一人の意見として「広く周知されていない。少人数学級が求められてきている。欧米は30人学級。知らなかったでは済まされない。上伊那の高校のあり方をしっかり考えるべき。」。

反対意見「長期ビジョンで見ていくべき。人口減少で高校生が減ってきている。しっかり検討していくべき。早急に進めないのは理解できない。」もう一人の意見として「検討はするべき。」。

以上、慎重なご審議をお願いします。

○議　　長　　委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○７　　番　（桂川　雅信）　今回の問題を考える前に、我が国の教育の問題にちょっと触れておきたいと思います。

私は今回の請願に賛成する立場ですけれども、ただ、ちょっと最後に意見を申し述べたいと思います。

私たちは、よく子どもは国の宝だというふうに言うことがあると思います。その意味は、子どもたちがいずれこの国を背負って立つ、そういう人材であるということを意味していると思いますが、子どもたちがそういう人材に育つためには、どうしても適切な、あるいは多様な教育が施されるということが重要なテーマになっているというふうに思います。そういう目で見ると、子どもたちの教育というのは、長期的な視点で、あるいは国家100年の計の中で立てられるべきだというふうに思っています。

人口が減少しそうだからといったような形で、特に経営効率だけで学校教育を考えるのは、私は国や地域の未来を危うくするというものだというふうに思っております。

もともと、近年では日本の教育に対する投資は大変少な過ぎるというふうに私は思っています。子どもたちの人口が減ってきたならば、かえって、それはよりよい教育を施す機会と私は捉えるべきだというふうに考えております。

経営効率が悪いから統合しようなどというのは、教育の意味を考えない暴論であるというふうに私は思います。

皆さん御存じかもしれませんが、ＯＥＣＤ、経済協力開発機構は、毎年図表で見る教育を発表しております。ことしも、つい最近、９月の11日にＯＥＣＤがこの論表を発表いたしました。この中で国内総生産に占めるＧＤＰですが、その中で小学校から大学までの教育機関に対する公的支出の割合を示しています。御存じの方多いと思いますが、比較可能な34カ国の中で、日本はこの投資が一番最低であります。ＧＤＰに対する比率の中でも日本は2.9％と最下位というふうになっています。トップはノルウェーで6.3％ですが、ＯＥＣＤの平均でも4.2％となっています。もう、ここずっと長い間、日本はＯＥＣＤの諸国の中でも最低のレベルにあるということであります。

もう一つ、ＯＥＣＤでは、授業料が極めて高額な国々では、学生の少なくとも75％は教育ローンを利用、また助成金を受給しているというふうにコメントしておりまして、2018年、ことしの調査では、日本の子ども１人当たりの教育にかかる費用は小学校から大学まで１万2,120ドルかかるということを示しています。教育にかかわる費用が公的資金で賄われる割合が低くて、高い学費を家庭が負担している様子がかいま見られる結果となっています。

また、教員の労働環境を見てみますと、小学校教員１人当たりの児童数は、チリの１教員当たり30名に続いて日本は１教員当たり27名と、ＯＥＣＤの諸国の中でも２番目の規模というふうになっておりまして、これも最低の投資というふうになっています。

私は人口減少をよりよい教育を施す絶好の機会と捉えて高校再編を考えることもできるかもしれないというふうに思っておりますが、それには、県教育委員会の姿勢がまず示されなければならないというふうに私は思います。

一部の県立高校への志願者が減少していることについては、学校の目的とするところが社会の進行レベルにマッチしていないからでありまして、そのこと自体は再編の根拠にはならないというふうに私は思います。職業高校であっても、白馬高校のように分校化からよみがえった学校もあります。

志願者数減少問題を高校再編・統合の根拠とせずに、望ましい高校のあり方を検討することが私は先決であろうというふうに思います。

子どもたちの多様な能力を開花させる取り組みは全国で始まっております。志願者を増やして人材を育成したいと考えるんであれば、特殊な特色のある学校で全国から人材を募集するような仕組みも検討したほうがよいと思います。そのためには、もう少し時間が必要であるというふうに思います。

白馬高校も分校化あるいは廃止の危機がありましたけれども今の状態になるまでに、恐らく１年２年かけて、あの制度になっているはずです。もう少し時間をかけて今の上伊那地域の高校がどうあるべきかということを検討するべきだというふうに思います。

もう一つ、私、請願については賛成する立場でありますけれども、協議会の頭越しに校長会が統合の提案している現状では、協議会の存在を無視したもので、許されないことであるというふうに思います。

この請願については賛成いたしますけれども、県教育委員会に対しても同様の趣旨の請願を提出することを意見として付しておきたいと思います。

以上です。

○議　　長　　ほかに討論ありませんか。

○１　　番　（片桐　邦俊）　私も、この請願につきましては賛成の立場で討論をさせていただきたいと存じます。

今回の請願が出された後、高校再編問題につきましては大きな状況変化がありました。これは、先ほど桂川議員が申されたとおり、上伊那の校長会で都市部の存立校、普通校、総合技術校と総合学科校の３点の考え方を共有し、各校長が私案を職員に説明し、意見を求める中で、具体的高校名、これは赤穂高校と駒ヶ根工業高校でありますが、高校名が上がったということで、統合案が出たわけであります。

私も、実は該当する高校の同窓会主催で開かれました高校再編に対する学習会に参加をしてまいりました。その中で、この学習会につきましては、参加者は同窓会員だけでなく、現のＰＴＡの役員、あるいは現職の教員の皆さん方も多くが参加をされておったわけでございますけれども、多くの方から出た意見につきましては、統合ありきの再編ではなく、志望する生徒が魅力を感じられる再編要望が多かったというように感じをしております。

このままでは校長私案がひとり歩きをしてしまい、教育委員会でも県の協議会でも早期に再編案がまとめられてしまうことが危惧されるわけであります。

もう少し時間をかけ、多くの意見を聴取し検討することを求めるものであります。

以上です。

○議　　長　　次に原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、原案について採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第６号　上伊那の高校再編を早急に進めないように求める請願書、これが原案です。この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　賛成多数です。したがって、請願第６号は採択することに決定しました。

日程第２　請願第７号　日米地位協定の抜本的見直しをもとめる請願

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長　　12月10日の本会議において総務経済委員会に付託されました請願第７号　日米地位協定の抜本的見直しをもとめる請願について、12月12日、委員全員の出席のもと慎重に審査をいたしました。

請願の趣旨は、日米地位協定は一度も改定されておらず、国内法の適用や自治体の基地立ち入り権がないなど、対米従属的関係を見直すことを要望するものであり、１つには、米軍機による低空飛行等については関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されること、２つ目として、日米地位協定を抜本的に見直し、事件、事故等において自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りなどを明記すること、３つ目として、米軍等による事件、事故に対し具体的かつ効率的な防止策を提示し周辺住民の負担軽減を図ること、４つ目として、基地の整理、縮小、返還を積極的に促進することというような内容でした。

審査の結果は、全員の賛成で採択されました。

審査の過程で出された主な意見は、「日米地位協定では、在日米軍に日本の法律は適用されず、米軍による問題が起きても日本に立ち入り調査をする権限がないため、抜本的な見直しが必要。」「日米地位協定の見直しが必要。ドイツやイタリアなどは駐留米軍に国内法を適用させている。」「米軍基地の環境は深刻であり、日本の基地立ち入り権がないなど、国民の生命と財産にかかわる問題である。」などの意見が出されました。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

○議　　長　　委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○６　　番　（中塚礼次郎）　私は、日米地位協定の抜本的見直しをもとめる請願に対する賛成討論を行います。

在日米軍に世界でも異常な特権を与えている日米地位協定、現行地位協定は、米軍に基地内で警護、管理などのため必要な全ての措置をとることができると壮大な権限を認めております。基地内で事件、事故や深刻な環境汚染が起きても、米軍の同意なしに日本側の立ち入りはできません。情報提供も米軍の判断に委ねられており、沖縄県が提起し、全国知事会が全会一致で地位協定の抜本改正を７月に決議をし、地方議会でも見直しの意見書採択が続くなど、新しい動きが広がっております。

沖縄県の要請の内容は、１つとして、基地の提供や用途変更、埋め立て、大規模な形状の変更、大規模な工作物の新設、修繕などの計画は、関係地方公共団体と協議し、その意向を尊重するよう明記する、１つ、地方自治体の基地への立ち入り、緊急時の事前通知なしの立ち入りを許可する、１つ、米軍の演習、訓練に航空法などの国内法を適用し、その内容も事前に公表する、米軍の活動に環境保全に関する国内法を適用する、米軍の環境汚染は米国の責任で回復措置をとる、それから、米軍人、軍属、その家族の使用車両に対する自動車税、軽自動車税について民間車両と同じ税率で課税する、米軍の財産が基地の外にある場合は、日本の当局が捜索、差し押さえ、検証する権利を行使する、基地外の事故現場などで必要な統制は日本側の当局の仕様で行う、こういったものが沖縄から出された要請の内容でありますが、これを全国知事会でも決議されたということです。どれをとっても当たり前の願いでありますので、日米地位協定の抜本的見直しの早期の実現を願い、賛成討論といたします。

○議　　長　　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　賛成多数です。したがって、請願第７号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第３　請願第８号　国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

を議題といたします。

本件は総務経済委員会付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長　　12月10日の本会議において総務経済委員会に付託されました請願第８号　国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について、12月12日、委員全員主席のもと慎重に審査をいたしました。

請願の趣旨は、消費税は、商品やサービスにかかり、低所得者ほど負担が重く、格差の拡大を進める不公平税制であり、大企業や富裕層に応分の税負担をしてもらえば増税しなくても賃上げも社会保障の充実も可能という内容でした。

審査の結果は、賛成と反対が同数で、委員長裁決により不採択となりました。

審査の過程で出された主な意見は、「消費税が政争の具になっている。税体制の整備と税の不公平感をなくすことが大事である。」「社会保障の将来を考えると、税収を増やすことが必要。」「消費税が増税されても社会保障に使用されていない。消費税の使い方についての議論が必要。」「消費税の原点に戻るべき。社会保障の増大が見込まれており、国民全員の負担により社会保障を充実させるべきである。」などの意見が出ました。

以上審議のほどよろしくお願いします。

○議　　長　　委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に賛成者の発言を許します。

○６　　番　（中塚礼次郎）　消費税の増税中止を求める意見書の請願に対して賛成の立場で討論をいたします。

消費税が導入されて30年ですが、国の財政は、赤字の解決の方向に向かうどころか、ひどい状態になっています。消費税が導入された1989年度に254兆円だった国と地方の借金、長期債務残高は、2018年度見込みで1,107兆円と４倍以上に膨れ上がったと言われます。この30年間に国民が支払った消費税は372兆円に上ります。一方で、ほぼ同じ期間に国と地方を合わせた企業の税負担は291兆円も減りました。所得税と住民税も270兆円の減収で、減収の原因は消費税の導入や増税による景気の悪化と大企業や富裕層に対する減税と言われます。消費税を上げて大企業や富裕層に回すやり方では、財政の赤字は解決できません。

財政が大変というなら、アベノミクスのもとで円安加速や株高などの恩恵を受け大きな利益を上げている大企業と富裕層に負担を求めるべきであります。大企業の収益は過去最高を更新し、内部留保は17年度に425.8兆円と一年間で22.4兆円も増やしております。保有株式時価総額1,000億円以上の長大株主が保有する株式の時価総額は、安倍政権が発足した12年の12月3.5兆円から即現で17.5兆円と５倍にも膨れ上がりました。こうした大企業と富裕層を中心に負担を求めることで、消費税に頼らず社会保障や教育を拡充し、国、地方の借金も解決できると考えます。

以上、消費税増税中止を求める請願についての賛成討論といたします。

○議　　長　　次に、原案に反対者の発言を許します。

○３　　番　（松澤　文昭）　ただいまの委員長報告で申し上げましたように、採決におきまして賛成と反対が同数になり、委員長裁決により不採択となりましたので、委員長見解をこの討論の場で述べたいと思います。

日本の社会保障制度の多くは、高齢世代が受ける福祉サービスや年金負担を現役世代が担うことで成立をしております。この制度は、多数の現役世代が少数の高齢世代を支えることを前提としておりますが、急激な少子高齢化の影響により、この前提が崩れております。このままでは、現役世代と将来世代の負担は重くなる一方です。この世代間の格差是正と持続可能な社会保障を実現するためには、税金を投入しなければ社会保障の維持ができません。そのためには抜本的な税改革を行う必要があるわけでありますけれども、当面として、すぐに抜本的な改革はできません。この消費税の増税が抜本的な税改革につながるわけではありませんが、恩恵を受けてきた我々世代が現役世代と将来世代の負担を軽減するための取り組みの一助として消費税増税を行うべきだと私は考えております。

そして、若者世代も国の政策について声を上げるべきだと考えます。国の政策に声を上げる一歩として、選挙に若者世代は関心を持ってください。若者が政治に関心を持てば国の政策は変わります。そんなことを若者世代に申し上げまして、反対討論とします。

○議　　長　　ほかに討論ありませんか。

○７　　番　（桂川　雅信）　私は、この請願について賛成の立場から発言させてもらいます。

特に、今３番議員から発言のありました世代間の公平という問題についてもちょっと触れたいというふうに思います。

消費税の導入の根拠の中に世代間の公平あるいは負担を将来世代に押しつけないといった議論がありますけれども、これまで約30年間の消費税の歴史は、それをきちんと証明しているんでしょうか。世代間の公平でいえば、今の若者と私たち高齢者の時代とは雇用条件が全く変化していることを考えなければならないというふうに思います。現在は、非正規雇用者が正規雇用者数を越えてしまい、かつて日本独特の制度として定着してきた終身雇用制は崩壊させられています。若者たちは今、低賃構造の中で非正規雇用者として多数が働いています。世代間の公平をいうならば、こういった若者の雇用条件そのものを改善して生活を安定させ、貯蓄も適正にできるような賃金水準にすることが先決であるというふうに思います。現在の高齢者の年金受給を敵視して若者と高齢者を分断するような世代間公平論は本末転倒であると思います。

2006年にＯＥＣＤは日本経済について、所得分配の不公平改善のために労働市場の二極化を削減するようにきつく提言しています。

あえて言えば、我が国の消費税の歴史の中で世代間の公平のためにどれほどの消費税が使われてきたのでしょうか。

さきの子どもたちの教育費を公費で賄うということも、本来、若者の負担を軽減する上では重要な施策ですが、実態は、先ほど申し上げたように逆の状態になっています。

社会保障費が増大するので消費税を導入するとして、それから30年、社会保障費は削減の一途であります。

一方で、大手企業の法人税は減額され、その穴埋めに消費税が利用されており、消費税そのものの根拠が既に崩れています。

世代間の公平でいえば、国の借金が、先ほど議員もおっしゃったとおり毎年膨れ上がっておりまして、ついに1,000兆円を超えてしまった状況は、将来世代にとってとてつもなく不安をそきよくする事態を生み出しているのではないでしょうか。

消費税創設後の30年間で一度もこの借金は削減されていないのはなぜでしょうか。

世代間の公平のために消費税を引き上げるというのは、政府がとってつけた宣伝文句に過ぎないというふうに私は思います。

以上です。

○議　　長　　反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、原案について採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第８号　国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書、これが原案です。この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　賛成少数です。したがって、請願第８号は不採択とすることに決定しました。

日程第４　陳情第７号　安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長　　陳情第７号　安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情。

去る12月10日、議会本会議において厚生文教委員会に付託されました安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情、12月12日、役場第２委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査をいたしました。

審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。

陳情の趣旨は次のとおりです。

医療や介護の現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療現場や介護現場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

日本医労連の「2017年度夜勤実態調査」では、２交代制勤務病棟のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は43.1％、勤務と勤務の感覚が極端に短い８時間未満の病棟の割合が49.0％でした。このような過酷な夜勤実態の背景には、慢性的な人手不足があります。同「2017年看護職員の労働実態調査」では、慢性疲労を抱えている看護師が71.7％、健康不安の訴えが67.5％、そして、「仕事を辞めたい」と思いながら働いている看護師が74.9％で、その理由としては「人手不足で仕事がきつい」が47.7％と最も多くなっています。

また、介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では１人体制の夜勤が恒常的に行われています。

などです。

審査の結果、全員の賛成で採択となりました。

意見書を作成し、今定例会に提出することになりました。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

賛成意見として、「職場の大変さや過労死も聞いていた。休みたくても休めないし、帰りたくても帰れない。働く人の労働改善が必要。免許を持っている人の現場復帰が難しい。安心・安全を考えると、増員、利用者負担軽減は必要。」２として「意見書で文言の修正ができれば賛成します。」３として「内容は今の現状と思う。住民の声と受けとめている。財源は国の責任。」４番目として「趣旨は理解できる。文言の修正が必要。」などです。

以上、慎重なご審議をお願いします。

○議　　長　　委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○９　　番　（鈴木　絹子）　この陳情に賛成の立場で発言します。

医療現場や介護現場での過酷な労働実態は９月議会でも発言しましたが、本当に大変なものと推察します。

高い志を持って、病気になったりけがをしたりした人を助けよう、役に立とうと頑張って勉強して資格を取った医師や看護師等、医療現場に働く人、あるいは高齢者の福祉に役立ちたいと、その道を仕事に選んだ人、思いはとてもとうといものと思います。

しかし、現場に立てば、人手不足による悪循環が蔓延して、心も体も疲れ切ってしまうということが普通になってしまうような状況です。日ごろ目にしたり受けたりする病院での医療関係者の仕事ぶりや介護施設の方の仕事ぶりには感謝でいっぱいですが、大変差の余りに片づけ仕事になっては元も子もありません。

行き届いた労働環境の改善で、患者や利用者に手厚い医療、介護、安全で安心できる医療、介護がなされると思います。

自分や家族が、いつそういう立場になるやもしれません。誰もが安心して医療、介護を受けられることを願い、その職を全うする方々の心身ともに健康を願って、この陳情の賛成討論とします。

以上です。

○議　　長　　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　全員賛成です。したがって、陳情第７号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、

日程第５　陳情第10号　消費税率10％への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書

について申し上げます。

既に同じ内容の請願が不採択とされておりますので、陳情第10号　消費税率10％への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書は不採択とされたものとみなします。

日程第６　陳情第11号　灯油高騰および生活困窮に対する「福祉灯油」実施を求める陳情書

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長　　陳情第11号　灯油高騰および生活困窮に対する「福祉灯油」実施を求める陳情書。

去る12月10日、議会本会議において厚生文教委員会に付託されました灯油高騰および生活困窮に対する「福祉灯油」実施を求める陳情書、12月12日、役場第２委員会室において委員全員の出席のもと慎重に審査しました。

審査の結果、委員全員の賛成により採択すべきものと決しました。

陳情の趣旨は次のとおりです。

住民生活に欠かせない灯油の高騰が続いています。すでに１リッター当たり平均95円（長野県平均10月31日現在）を超え、さらに値上がりする気配を見せています。

灯油は冬期間にあっては「命綱」とも呼ぶべきものであり、その値上がりはそれでなくても厳しい住民生活をまさに直撃するものとなっています。

生活困窮者や１人親世帯など収入の少ない家庭にとっては野菜の値上がりや物価の上昇ともあいまってますます生活を苦しめる大きな要因となり、高齢者世帯や生活保護利用世帯、生活困窮世帯では「夜は早く寝る」「日中はストーブをたかないようにしている」などの声も私たちに寄せられています。

こうした切実な声を受け県内多くの各市町村で「福祉灯油」事業が実施され、高齢者世帯や、生活困窮世帯から大変喜ばれています。近隣では、辰野町で補正予算が組まれ「福祉灯油券」配布事業が復活しています。

これから本格的な冬を迎えるなか「福祉灯油」制度の復活を望む声は強く、ぜひ貴自治体でも「福祉灯油」事業の復活のため対策をとられるよう切に陳情します。

というものです。

審査の結果、全員の賛成で採択となりました。

意見書を作成し、今定例会に提出することになりました。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

１つとして「以前にもあった。この陳情は上げていくべき。寒さは命取りになる。」２つとして「誰にでも配るのではなくて、困っている方に配るもの。冬の部屋の温度で亡くなる方もいる。新しい家に住む方と古い家に住む方の差がある。」などでございます。

以上、慎重な審議をお願いします。

○議　　長　　委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　全員賛成です。したがって、陳情第７号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は追って連絡をいたします。

［午後２時５０分　休憩］

［午後３時１０分　再開］

○議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第７　発議第１号　日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長　　朗読

○議　　長　　趣旨説明を求めます。

○１　　番　（片桐　邦俊）　それでは、案分の朗読をもって説明とさせていただきたいと存じます。

日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書

全国知事会は、日米両政府に対する日米地位協定の抜本的見直しの提言を、全会一致で決議しました。

提言は、日米安全保障体制の重要性を踏まえつつ、沖縄をはじめ日本の米軍基地の存在が、基地周辺以外の住民にも、安全安心を脅かす重大な問題があるとしています。現に長野県下でもオスプレー飛行が確認されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期、内容について関連の自治体へ事前説明、通告が求められます。

日米地位協定は、結束以来一度も改定されておらず、補則協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立ち入り権がないなど、我が国のとっては、依然として十分な状況とは言えません。日本が米国と主権国家同士の対等、平等な関係を結べない対米従属的関係を見直すことが望まれます。日米地位協定の改定見直しは、独立した主権国家として当たり前の要求であり、各自治体住民の生活に直結する重要な問題です。

私達は、憲法９条を守り、９条を活かした平和な日本を築いていくことを心から望んでいます。

１　米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。

２　日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故等の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを明記すること。

３　米軍人等による事件・事故等に対し、具体的かつ防止策を提示し、継続的に取組みを進めること。また、飛行場周辺における航空騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。

４　施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

以上、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議　　長　　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　賛成多数です。したがって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

日程第８　発議第２号　安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長　　朗読

○議　　長　　趣旨説明を求めます。

○６　　番　（中塚礼次郎）　それでは、朗読をもちまして提案といたします。

医療や介護の現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も医療現場や介護現場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

日本医労連の「2017年度夜勤実態調査」では、２交代制勤務病棟のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は43.1％、夜勤と勤務の感覚が極端に短い８時間未満の病棟の割合が49.0％でした。このような過酷な夜勤実態の背景には、慢性的な人手不足があります。同「2017年度夜勤実態調査」では、慢性疲労を抱えている看護師が71.7％、健康不安の訴えが67.5％、そして「仕事を辞めたい」と思いながら働いている看護師が74.9％で、その理由としては「人手不足で仕事がきつい」が47.7％と最も多くなっています。

また、介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では１人体制の夜勤が恒常的に行われています。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容（夜間は患者10人に１人以上、昼間は患者４人に１人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月８日以内の規制など）の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして、国民誰もが安心して医療、介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

安全・安心の医療・介護の実現するためにも、医師・看護師、医療技術職員、介護職員の大幅増員、夜勤改善を図る対策を講じられるよう、以下の事項について国に要望します。

１　医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。

①１日かつ１勤務の労働時間８時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること

②夜勤交代制労働者の週労働時間を短縮すること

③介護施設や有床診療所などで行われている１人夜勤体制をなくし、複数夜勤体制とすること。

２　安全・安心の医療・介護を実現するためにも、地方の医師・看護師・医療技術職員・介護職員を増員すること

３　患者・利用者の負担軽減を図ること

以上であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議　　長　　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○９　　番　（鈴木　絹子）　この意見書の文章なんですけれども、委員会で出したのと若干違うところがあるように思うんですけれど、「地方の医師」っていうところを論議しましたよね。

○議　　長　　委員長、どうですか。

○厚生文教委員長　　今９番議員の言われた項目のほうで１番の「医師・看護師」のところの頭に「地方の医師」っていう「地方」を入れてもらいたいっていうことで、委員会では審議しましたっていうことです。

○議　　長　　訂正をするということですか。

○厚生文教委員長　　はい。そうです。「地方」を入れてもらいたいっていうことで。

○議　　長　　鈴木議員、それでよろしいでしょうか。

○９　　番　（鈴木　絹子）　すみません。本文の下から２行目の「安全・安心の医療・介護を実現するため、医師」っていうところがありますけれども、ここにも「地方の」っていうのをあえて入れようということを論議したと思うんです。

以上です。

○議　　長　　それでは、訂正をするということでよろしいでしょうか。

○７　　番　（桂川　雅信）　ちょっと今の訂正の中身がよく理解できないんですが、このもともと請願者の趣旨というのは、地方のっていう意味ではかえってないと思うんですが、趣旨としては、請願者が。その請願者の趣旨とは違って「地方」という言葉を入れるということなんでしょうか。ちょっと意図がよくわからないんですけれども、その訂正しようとしている。

○厚生文教委員長　　意見書については、委員会でもって内容を見ながら修正できることになっておりますので、そういうふうに入れました。

それで、請願、陳情の本文については触れないんですけれども、意見書のほうは委員会で判断っていうふうになっておりますので、そのように修正しております。

以上です。

○７　　番　（桂川　雅信）　いや。すみません。私の今の質問は、わざわざ「地方」をつけた意図がよくわからないっていうことなんで、それを説明してくださいっていうことです。もともと請願者の意図は、そういうことを意図していないんじゃないかというふうに思っているんですが、いかがでしょう。

○厚生文教委員長　　委員会では、地方医師のことを考えて審査しました。

以上です。

○３　　番　（松澤　文昭）　私も、この全文の内容を見ると、これは国策のことについて質問する内容だと思いますので、「地方」と入れると意味の内容が私は違ってしまうというふうに思ったんですが。

○２　　番　（飯島　　寬）　委員会におきましては、この趣旨は十分認めるものの、実態として医師は不足していない、全て都市部に集中してしまっている、したがって、こういう現状が訪れているので、この改善を求めるには「地方」という文言を挿入する必要があるのではないかということで、意見書に修正を加えたものであります。

○７　　番　（桂川　雅信）　今の認識は、私は違っていると思います。都市部のところではこういう問題がないっていうふうにおっしゃっていましたけれども、そんなことは全くありません。都市の医療現場は、ここに書いてあるような実態がまさしくありますので、そういう意味では、都市も地方も全く同じ状況だというふうに考えますので、わざわざあえてここで「地方」ということを入れる必要はないと思います。看護の現場は、地方も都市も全く同じです。非常に劣悪な環境の中で、今、医療労働者は働いておりますので、そういうことをこの請願者は書いているのであって、地方だから大変だということは書いていないと思います。

以上です。

○４　　番　（大原　孝芳）　議運の立場で発言しますけど、１回ちょっと暫時休憩していただいて、再度、委員会で検討していただいて、多くの趣旨は賛成だと思いますので、文言ですので、ちょっと時間、休憩とっていただいて進めていただきたいと思いますけど。

○議　　長　　では、暫時休憩といたします。

委員会にて再審査をお願いいたします。

［午後３時２０分　休憩］

［午後３時３０分　再開］

○議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長より結果報告をお願いいたします。

○厚生文教委員長　　ただいま指摘がございました文章の中に「地方」が入っている、入っていないっていうことでございますが、委員会としては地方の医師が不足しておるっていうことを踏まえて、こうった文言を入れたわけでありますけれども、今回は「地方」という文言を削除いたしました。よろしくお願いします。

○議　　長　　委員長の報告にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　異議なしと認めます。それでは、委員長の報告のとおりといたします。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　全員賛成です。よって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

日程第９　発議第３号　灯油高騰および生活困窮に対する「福祉灯油」実施を求める意見書の手に出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長　　朗読

○議　　長　　趣旨説明を求めます。

○９　　番　（鈴木　絹子）　案文を朗読して提案にかえます。

秋が足早に過ぎ、厳冬期を迎えようとしています。その中で、住民生活に欠かせない灯油の高騰が続いています。すでに10月31日現在の長野県平均では１リッター当たり平均95円を超え、さらに値上がりする気配を見せています。

灯油は冬期間にあっては「命綱」とも呼ぶべきものであり、その値上がりはそれでなくても厳しい住民生活をまさに直撃するものとなっています。

生活困窮者や１人親世帯など収入の少ない家庭にとっては物価の上昇ともあいまって、ますます生活を苦しめる大きな要因となり、高齢者世帯や生活保護利用世帯、生活困窮世帯では「夜は早く寝る」「日中はストーブをたかないようにしている」などの声も寄せられています。

こうした切実な声を受け、県内多くの各市町村で「福祉灯油」事業が実施され、高齢者世帯や、生活困窮世帯から大変喜ばれています。近隣では、辰野町で補正予算が組まれ「福祉灯油券」配付事業が復活しています。

これから本格的な冬を迎えるなか「福祉灯油」制度の復活を望む声は強く、ぜひ中川村でも「福祉灯油」事業の復活のため対策を取られるよう切に要望します。

１　灯油価格と住民生活の現状を踏まえ、自治体として早急に「福祉灯油」制度を復活させること

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議　　長　　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　全員賛成です。よって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

日程第10　委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件について委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま桂川雅信議員ほか５人から発議第４号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　異議なしと認めます。よって、発議第４号を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定したしました。

追加日程第１　発議第４号　上伊那の高校再編を早急に進めないように求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長　　朗読

○議　　長　　趣旨説明を求めます。

○７　　番　（桂川　雅信）　朗読にかえて提案とさせていただきます。

上伊那の高校再編を早急に進めないように求める意見書

長野県教育委員会は９月19日に決定した「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」で、2019年までに旧12学区単位で「地域の協議会」を設置して、具体的な高校の配置について協議し県に提案することとしました。

上伊那以外のどの地域も未だ協議会が発足していませんが、上伊那ではいち早く設置された貴協議会において協議が進められており、当初の予定では来年の２月に再編案の成案を公表するとしています。

県教育委員会の、上伊那の中学校卒業者数の予測では今後７年間は100人ほどの減少しかなく、とりたてて上伊那が高校再編を急ぐ必要はありません。

県教育委員会の「実施方針」では上伊那について、「伊那市と駒ヶ根市に募集定員240人の都市部存立普通校が３校配置されているが、（中略）十分な規模が確保できなくなることが考えられる」として、「伊那市と駒ヶ根市に適正数を考慮しながら、規模の大きさを活かした都市部存立校を配置していくことが考えられる」また「農業、工業、商業の各専門学科が分散しており、（中略）学科の一層の小規模化か危惧される状況にある」として、「総合技術高校の設置等により専門教育の維持充実を検討していくことが考えられる」としています。この「再編計画の方向」に沿って再編案が作成されると、上伊那のほぼすべての高校が統廃合の対象となることになります。

県教育委員会のクラス数の小規模化予測は、現在の40人学級を将来的に固定した計算によるもので、欧米の高校の標準は30人学級であり、全国高等学校ＰＴＡ連合会や全日本高等学校長会なども文部科学省に35人学級を要請しており、また国がやらなくても県単予算で実施している県は増えています。

上伊那の住民の多くが上伊那の高校再編が協議されていることを知りません。知らないうちに母校の廃止が決まっていたというようなことになれば、貴協議会への上伊那住民の不信感にもつながりかねません。そうしたことにならないよう、下記の項目について要請いたします。

記

１　上伊那の高校の在り方は住民、子どもに大きな影響を与えます。来年２月という拙速な再編案決定をしないようにしてください。

２　住民が自由に参加できる意見を聞く会を開催し、住民に説明しながら進めていくようにしてください。

以上、ご審議のほどをお願いいたします。

○議　　長　　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　賛成多数です。したがって、発議第４号は原案のとおり可決されました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村　　長　　12月定例会議会の閉会に当たりまして一言ごあいさつをいたします。

本議会に提出いたしました９件の議案全て可決いただきました。改めてお礼を申し上げます。

また、福祉灯油制度復活の意見書が可決されました。平成19年から20年の冬、原油高騰に際し、福祉目的の灯油券を交付した経過があります。現在の灯油等の価格比較を早急に行いまして、検討してまいりたいと考えております。

議会開催期間中に、新聞報道等で概要を知っていらっしゃることかと思いますが、内閣府の組織であります中央防災会議は、南海トラフ付近で起こる地震の想定される地震を３つのパターンに分けて、連動して起きる津波、建物倒壊等の対応と、そして大雨による土砂災害等から避難を確実にするために、自治体の発令する住民避難情報を５段階に統一する報告書をとりまとめたようであります。南海トラフ付近で起きる地震は、最大震度８程度が起きる場合、伊那谷も震度６弱が想定をされ、建物の倒壊、土砂崩落等で甚大な被害が起こることは覚悟しなければならないところですが、いきなり本震が来る場合、予知が困難であり、避難行動を事前にとることはほぼ不可能というところです。しかし、小さな滑り現象の後に本震が来る場合もあり得ることを指摘しておりまして、その場合は、避難行動を起こす時間的余裕があることから、誰一人として逃げおくれない、安全に避難するために、地震防災の避難行動についても、もう一度見直す必要が生まれております。そして、避難情報等が正しく伝わらず、または、その意味が、降雨の引き起こす土砂災害、洪水からの安全な避難につきましても、５つの状態に応じて避難準備、高齢者の避難開始、全員の避難行動などの対応を明確化するとのことであります。自治体も、わかりやすく、整然とした避難行動ができるように、改めて自主防災組織に浸透化を図らなければなりません。地域の実情に即したそれぞれの避難行動もつくらなければなりません。整備課題がたくさんありますが、住民の安全を守るために計画し、住民周知し、自主防災組織の取り組みの手助けなど、マンパワーも充実させていく必要性を痛感しております。

2019年10月１日から消費税率２％引き上げにより、地方消費税率も上がります。幼児教育、保育無償化についておおむねの方向が定まったようであります。１つ、2019年10月から６ヶ月間の公立保育３歳～５歳児にかかる保育料、未満児は住民税非課税世帯を中心に全額国が負担する。つまり、地方消費税収入増分にかかわらず、無償化に該当する保育料を基礎に交付税算定をいたします。２つ、2020年４月以降の公立保育所は全額市町村負担となる予定。これは、地方消費税増税分は基準財政収入額に算入して交付税措置を行う。ただし、給食費は国の負担はなしと、こういうことかと理解をしております。保育料は国が負担をするといっても、問題は、自治体が負担することとなる無償化して保育料収入がなくなる分をどの程度地方交付税で財政支援していただけるのか、消費税増税収入に伴って増額する地方交付税に含むといっても、全額とはならないでしょうし、自治体負担が増えることが心配でなりません。

ことしの世相を一言であらわす漢字に「災」が選ばれたようです。大阪北部地震、西日本豪雨災害、北海道胆振地震など、大きな災害が立て続けに起きた年ではありましたが、合併60年を迎える私たちの中川村も、合併３年後には三六災害を経験しつつも、村民の努力と頑張りで今日まで村をつくってまいりましたし、未来に向けて継続する村づくりを考える結節の年であります。

ことしも残すところ３週間ほどになりました。ようやく寒くなり、師走を感じるようになりました。何かと気ぜわしい年末ではありますが、議員各位におかれましても、健康に留意され、新年をお迎えいただきますようお願いしまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議　　長　　これで本日の会議を閉じます。

以上で平成30年12月中川村議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

○事務局長　　ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

［午後３時５０分　閉会］

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員